



金 沢 市 公 報

号外第 17 号

平成28年(2016年)5月27日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
● 監査公表	
○ 監査公表 (第15号)	(監査事務局) 1

監 査 公 表

●金沢市監査公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により職員措置請求書の提出があり、同条第4項の規定により実施した監査の結果を決定し、請求人に通知したので、同項の規定によりこれを公表します。

平成28年5月27日

金沢市監査委員	西	村	賢	了
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	松	井	純	一

収 監 査 第 158 号
平成28年5月26日
(2016年)

林 木 則 夫 様

金沢市監査委員	西	村	賢	了
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	松	井	純	一

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

平成28年3月28日に提出のあった職員措置請求書について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により監査を実施し、その結果を次のとおり決定したので通知します。

第1 請求の受付

1 請求人

金沢市小坂町西61番地7 林 木 則 夫

2 請求書の提出日

平成28年3月28日

3 請求の内容

請求人から提出された職員措置請求書（別紙第1のとおり）による主張及び措置要求の要旨は、次のとおりである。

(1) 請求人の主張要旨

ア 政務活動費は、地方自治法第100条第14項乃至第16項の規定に基づく金沢市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第2号。以下「条例」という。）第8条第2項に規定されている議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部の内容として、別表で、項目及び当該内容が規定されている。すなわち、政務活動費の用途は限定されている。政務活動費の上記別表に規定された項目の内容を逸脱した支出であると後日判明した場合、当該政務活動費支出は目的外の違法支出である。違法支出した議員は、当該違法支出政務活動費に相当する金額を金沢市へ返還しなければならない。

イ 金沢市議会政務活動費運用の手引き(以下「運用の手引き」という。)は、金沢市議会が作成したものはあるものの、条例ではない。議員の調査研究その他の活動に資する経費と認められない運用の手引き費目が定められている場合、当該定めは無効である。したがって、議員の調査研究その他の活動に資する経費と認められない運用の手引き費目の定めを根拠とする議員の「政務活動費」支出は、違法支出である。

ウ 条例に規定されている「広報費」は、「議員が行う活動及び市政について市民に報告するために要する経費」である。広報費は、全国各地の判例でも政治活動や後援会活動の側面が含まれる費用であると指摘されているから、全額充当支出項目ではなく、按分充当支出が妥当な項目である。そして、広報費を多額充当支出している議員は、以下のとおり、政務活動費を全額充当支出している。

(ア) 高岩勝人議員の広報費の支出すべてが全額充当支出で、広報費支出と確認できない支出又は疑わしい支出も多数ある。

(イ) 玉野道議員の広報費の支出すべてが全額充当支出である。

(ウ) 喜多浩一議員の広報費の支出すべてが全額充当支出である。

(エ) 小林誠議員の広報費の支出すべてが全額充当支出である。

(オ) 下沢広伸議員の広報費の支出すべてが全額充当支出である。

(カ) 久保洋子議員の広報費の支出すべてが全額充当支出である。

(キ) 田中仁議員の広報費の支出すべてが全額充当支出である。

(ク) 清水邦彦議員の広報費の支出すべてが全額充当支出であり、そのうちの2件の支出に疑義がある。

(ケ) 木下和吉議員の広報費の支出すべてが全額充当支出である。

(コ) 坂本泰広議員の広報費の支出すべてが全額充当支出である。

エ 条例に規定されている「人件費」は「議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費」である。

(ア) 松村理治議員の人件費について、全額充当支出している1名の人件費について2分の1が違法支出である。また他の2分の1充当支出している1名については人件費と認め難い。

オ 条例に規定されている「事務所費」は「議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費」である。

(ア) 田中展郎議員の事務所は事務所費経費の充当限度額が2分の1と定められている「政務活動事務所+政治団体事務所」の形態である。事務所費支出すべてを全額充当支出しており、自宅通信費支出と推認できる支出の全額が違法支出であり、当該支出を除く支出は各支出額の2分の1が違法支出額となる。

(イ) 松村理治議員の事務所は事務所費経費の充当限度額が2分の1と定められている「政務活動事務所+政治団体事務所」の形態である。事務所費支出すべてを全額充当支出しているから、すべての支出の各支出額の2分の1が違法支出額となる。

(ウ) 横越徹議員の事務所は事務所費経費の充当限度額が3分の1と定められている「政務活動事務所+政治団体事務所+住居等」の形態である。2分の1以下按分充当支出は各支出額の6分の1が違法支出額となり、全額充当支出は各支出額の3分の2が違法支出額となる。

(エ) 高芳晴議員の事務所は事務所費経費の充当限度額が3分の1と定められている「政務活動事務所+政治団体事務所+住居等」の形態である。2分の1按分充当支出は各支出額の6分の1が違法支出額となり、全額充当支出は各支出額の3分の2が違法支出額となり、他の1件の支出は充当割合が37.5%であるから当該支出額の3分の1を超える額が違法支出額となる。

カ 条例に規定されている「共通経費」は「上記以外の経費で議員が行う活動に共通して必要な経費」である。しかし、「共通経費」は、すべて、政務活動費と認められない。その理由は、地方自治法は、「条例の定める」政務活動費を交付することができる」「当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない」と明確に規定しているからである。すなわち、「共通経費」の(例)は、運用の手引きの定めであり、条例ではない。また、「共通経費」は条例で定められているものの、当該規定は無効である。

(ア) 50万円以上も共通経費があると報告している秋島太議員、前誠一議員及び源野和清議員を調べてみたところ、当該各支出に対応する領収書その他の当該支出に係る金額の事実を証する書類は提出されているものの、当該各支出が条例で定める政務活動費の経費であると認められる事実を証する書類も必要であるにもかかわらず、提出されていない。よって、当該各議員の支出は、違法支出である。

キ 上記ウ乃至オ及び前記カ並びに平成26年度政務活動費収支報告書に添付された領収書その他の支出を証する書面により、各議員の違法支出額は以下のとおりである。

- (ア) 松村理治議員 104万9,053円
- (イ) 高岩勝人議員 74万3,111円
- (ウ) 玉野道議員 66万6,897円
- (エ) 喜多浩一議員 56万4,263円
- (オ) 秋島太議員 56万3,832円
- (カ) 小林誠議員 56万2,587円
- (キ) 前誠一議員 53万2,473円
- (ク) 下沢広伸議員 52万4,852円
- (ケ) 源野和清議員 51万2,749円
- (コ) 久保洋子議員 47万2,913円
- (サ) 田中仁議員 45万9,000円
- (シ) 清水邦彦議員 45万 902円
- (ス) 木下和吉議員 45万 568円
- (セ) 田中展郎議員 42万7,098円
- (ソ) 坂本泰広議員 33万9,401円
- (タ) 横越徹議員 26万8,026円
- (チ) 高芳晴議員 19万4,922円

(2) 措置要求の要旨

請求人は、金沢市監査委員に対し、上記記載の17議員に対して、当該議員の違法支出額（計8,782,647円）及び平成26年度政務活動費の前金払を精算すべき期日の翌日である平成27年5月1日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を金沢市へ支払うように、金沢市長に勧告することを請求する。

〔請求人から提出された事実を証する書面〕

- (1) 金沢市議会議員の政務活動費支出実態
- (2) 高岩勝人議員 広報費支出
- (3) 玉野道議員 広報費支出
- (4) 喜多浩一議員 広報費支出
- (5) 小林誠議員 広報費支出
- (6) 下沢広伸議員 広報費支出
- (7) 久保洋子議員 広報費支出
- (8) 田中仁議員 広報費支出
- (9) 清水邦彦議員 広報費支出
- (10) 木下和吉議員 広報費支出
- (11) 坂本泰広議員 広報費支出
- (12) 松村理治議員 人件費支出
- (13) 松村理治議員 事務所費支出
- (14) 田中展郎議員 事務所費支出
- (15) 横越徹議員 事務所費支出
- (16) 高芳晴議員 事務所費支出
- (17) 秋島太議員 共通経費支出
- (18) 源野和清議員 共通経費支出
- (19) 前誠一議員 共通経費支出

(注) これらの書面の内容については、この監査結果への記載を省略した。

4 監査委員の除斥

監査委員のうち、議員選任の田中展郎委員については、直接の利害関係を有するので、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第199条の2の規定により除斥した。

5 請求書の要件審査

平成28年3月28日付けで請求のあった本件職員措置請求書（以下「本件請求」という。）については、自治法第242条所定の要件を具備しているものと認め、同年4月1日に受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項及び監査対象部局

請求人の請求内容から判断し、平成26年度政務活動費のうち、請求人が違法支出とした広報費、人件費、事務所費及び共通経費が不適切な支出であるかどうか、市長が政務活動費の返還請求を怠っているかどうかを監査の対象とした。

監査対象部局については、議会事務局総務課とした。

2 関係人調査（その1）

政務活動費に係る収支報告書提出の際に添付する「領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写し」（以下「添付書類」という。）は、条例第14条の規定により議長が保存しているため、自治法第199条第8項の規定による関係人調査として、議長に対し、請求人が違法支出と主張している支出についての添付書類の提出を求め、精査を行った。

3 請求人の陳述及び証拠書類の提出

請求人に対し、自治法第242条第6項の規定に基づき、平成28年4月12日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人から、事実証明書の追加として新たな証拠書類の提出があり、請求の趣旨を補足する次のような趣旨の陳述があった。

(1) 広報費の性格について

平成27年8月11日の長崎地方裁判所の判決において、「広報費は、特段の事情がない限り、政務調査活動としての市政報告に要する経費だけでなく、それ以外の政治活動のための経費が含まれると推認されることから、当該支出の2分の1は目的外支出となる」と判断している。すなわち広報費は、政務活動経費の按分充当経費ということである。

(2) 本件監査の広報費について

今回は、広報費を重点として支出内容を調査した。

高岩勝人議員の広報費支出について、当該議員の支出項目の中でも一番多い支出項目で、次に多い支出項目の事務所費と比べても多く、平成24年度及び平成25年度の広報費支出額と比べても平成26年度の広報費支出の偏頗性は一目瞭然である。提出された資料には、「これまでの活動と今後の注目点」など活動成果を宣伝する内容も含まれており、後援会員用の内部資料であると思われるので、按分充当支出すべきである。その他の印刷費及び送料の支出においても作成した広報紙等の資料を全部提出していないと思われるものもあり、提出すると都合が悪い資料、例えば後援会発行や政党紙の発行等の記載がある可能性もあるので按分充当支出すべきである。また、市政報告送料支出が、11月27日以降、実に31件あり異常な支出であると指摘せざるを得ない。

坂本議員の広報費支出について、市政通信創刊号は、「坂本泰広」と大きな活字、表題を「これまでの活動等の様子」との記載など自己宣伝用の内容で、その他にも「黨員募集」との記載があり、政治活動にも利用する意図も伺える。また市政通信 vol.2でも「坂本泰広」と大きな活字で記載があり自己宣伝であるとともに、資料の内容からすると後援会活動及び政治活動において活用する意図がはっきりと分かる資料であり、坂本議員は、支出額の全額を政務活動費として充当支出しているの、各支出額の2分の1は、目的外支出である。

(3) 他自治体の監査結果について

金沢市議会政務活動費運用の手引きは、条例ではなく、内部審査の基準であり、条例が定めた用途基準を逸脱しているものが含まれる。他自治体の監査委員は、その点にも留意し監査しているの、是正勧告が出されている。

〔新たに提出された証拠書類〕（事実証明書の追加）

(20) 長崎地裁判決文（平成24年（行ウ）第12号 同27年8月11日判決）

(21) 堺市住民監査請求に係る監査結果（平成28年4月5日公表）

(22) 平成24年度政務調査費収支報告書（高岩勝人議員）

(23) 平成25年度政務活動費収支報告書（高岩勝人議員）

（注）これらの書面の内容については、この監査結果への記載を省略した。

4 関係職員の陳述の聴取

平成28年4月12日に議会事務局総務課長及び議会事務局総務課長補佐から陳述の聴取を行ったところ、次のような趣旨の陳述があった。

(1) 政務活動費の使途基準について

条例第8条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるもの」と規定したうえで、使途基準を別表で定めており、別表では調査研究費、研修費など12の項目を示し、各項目の内容欄で説明を行っている。ただ、条例において具体的な例示を含めて規定することは困難なため、金沢市議会では、運用の手引きにおいて、使途基準の具体的な例示を行っているが、ここでも具体例の全てを網羅することは不可能であり、例示の最後に「等」をつけてあることから判るように、想定される典型的な使途を記載しているということにほかならない。条例や手引きに個別具体的に例示されていない費用であっても、議員の調査研究活動その他の活動に有益となる費用であれば、運用の手引きの例示の「等」として、これを含むと解するのが妥当である。

(2) 政務活動とそれ以外の活動とが混在する場合の取扱いについて

運用の手引きにおいて、政務活動費執行にあたっての原則として、「政務活動が、市行政と関連性を有していること。政務活動費の各支出が、その目的からみて合理性、必要性を有していること。支出金額が社会通念上相当と認められる範囲であること。議員と一定の関係にある者や法人に対しては支出できないこと。」を定めており、各議員は、この原則に従い、自らの責任において交付された政務活動費を充当できる経費にのみ支出し、条例や運用の手引きに基づいて適正に処理した上で、支出関係書類が提出されているものと考えている。

その上で、按分に関しては、運用の手引きにおいて、その取扱いを定めており、その中では、「当該活動に要した経費の全額に政務活動費を充てることが不相当であることが明らかな場合には、各活動の実態に応じて按分して充当することとする。」としている。

特に、議員の活動拠点となる事務所の費用について、その形態に応じた按分方針、費用ごとの限度額を示している。このことは、そもそも議員活動の実態は個々の議員ごとに異なるものであり、一律の按分割合を示すことが困難であり、かつ不合理であることから、議員が設置する事務所について、按分が必要な場合には、事務所の形態に応じた按分率の上限を採用することとしているものである。

政務活動費のように、法律の規定に基づいて地方自治体が条例を定めなければならない場合、条例の制定や法律の解釈などは、地方自治体の自己責任と自主決定に委ねられており、条例及び規則等において如何なる規定を定めるかについては、法の趣旨に反しない限り、原則として各地方自治体の裁量の範囲内にあると考えている。

5 関係人調査（その2）

請求人が違法支出と主張している支出について、自治法第199条第8項の規定に基づく関係人調査として、関係議員に対し、支出項目ごとの調査票の提出を求め、必要に応じ事情を聴取するなど精査を行った。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 政務活動費制度の概要

ア 根拠となる法律、条例及び規則等

平成24年法律第72号の自治法の改正により、政務調査費制度は政務活動費制度となり、名称を「政務調査費」から「政務活動費」に、交付目的を「議会の議員の調査研究に資するため」から「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めなければならないものとし、議長は政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする規定された。

イ 本市における政務活動費の交付の経緯

平成24年法律第72号による改正前の自治法の規定を受けて、本市においては、平成13年3月に「金沢市議会政務調査費の交付に関する条例」（以下「旧条例」という。）を制定し、同年4月1日から施行した。

旧条例の制定当時は、政務調査費の交付対象を「会派」とし、領収書についても収支報告書への添付は不要としていた。しかし、議員個人の説明責任・自己責任の明確化を図り、更なる透明化を図るために、平成20年6月に旧条例を改正し、交付対象を「議員」へ変更し、すべての支出に対して領収書等の写しの添付を

義務付け、交付金額を月額25万円から月額18万円に減額している。また、平成24年法律第72号による改正後の自治法に基づく条例では、政務活動費を充てることができる経費の範囲を定め、政務活動費を充てることができない経費も示している。

ウ 交付手続等

- ① 政務活動費の交付を受けようとする議員は、条例第5条の規定により、毎年度金沢市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成13年規則第4号。以下「規則」という。）で定める交付申請書を議長を経由して市長に提出する。
- ② 市長は、条例第6条の規定により、交付する政務活動費の額を決定し、その旨を規則で定める通知書により議長を経由して当該議員に通知する。
- ③ 前記の通知を受けた議員は、条例第7条第1項の規定により、四半期ごとに規則で定める請求書により市長に請求する。
- ④ 市長は、前記の請求があった場合は、条例第7条第2項の規定により、速やかに政務活動費を交付する。
- ⑤ 前記の交付を受けた議員は、条例第10条第1項及び第2項の規定により、毎年4月30日までに、前年度の交付に係る政務活動費について、規則で定める収支報告書に会計帳簿の写し及び領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写しを添付して、議長に提出する。議長は、政務活動費の適正な運用を期するため、条例第12条の規定により、必要に応じ調査を行うこととされている。
- ⑥ 議長は、収支報告書の提出があったときは、条例第11条の規定により、当該収支報告書の写しを市長に送付する。

エ 使途基準及び市長への返還

条例第8条及び別表に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲（以下「使途基準」という。）については、政務活動費は、議員の行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付するとされ、条例別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとされている。条例別表に定める使途基準には、調査研究費、研修費、広報費、広聴費、要請・陳情活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、人件費、事務所費、会派共用費及び共通経費の12項目が示されており、また、政務活動費を充てることができない経費として、「政党の活動に係る経費」、「慶弔費その他の交際費的経費」、「選挙活動に係る経費」、「後援会活動に係る経費」、「飲食を主目的とする会合の飲食に係る経費」、「会派等又は個人の資産形成に係る経費」、「政務活動費以外の公費支出と重複する支出に係る経費」、「公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他法令等の制限に抵触する経費」、「使途不明の支出に係る経費」を掲げている。

市長は、条例第13条の規定により、政務活動費の交付を受けた議員が当該年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員が当該年度において使途基準に従い支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができるとしている。

オ 使途基準の運用指針

平成20年6月の条例改正に併せ、金沢市議会として政務調査費の取扱いの基本指針を示す運用の手引きを作成しており、平成24年4月には親族等への支出に一定の制限を設けるなどの改訂を行っている。平成25年4月には平成24年法律第72号による改正後の自治法に基づく条例改正により、従前の運用の手引きを金沢市議会政務活動費運用の手引きに改めている。当該運用の手引きにおいては、政務活動費執行に当たっての原則として、

- ① 政務活動が、市行政と関連性を有していること。
- ② 政務活動費の各支出が、その目的からみて合理性、必要性を有していること。
- ③ 支出金額が、社会通念上相当と認められる範囲内であること。
- ④ 政務活動費は、議員の一定の関係にある者や法人に対しては支出できないこと。

を掲げるとともに、条例別表に記載している使途基準のほかに「主な例」や「その他の例」を具体的に示し、使途基準を明確にしている。

(2) 条例に基づく平成26年度政務活動費の交付等について

ア 交付

市長は、平成26年4月1日に交付申請書を受理し、交付する政務活動費の額を180,000円×12月=2,160,000

円(ただし、平成26年10月に新たに市議会議員となった者については、平成26年10月7日に交付申請書を受け、交付する政務活動費の額を $180,000 \times 6 \text{月} = 1,080,000 \text{円}$)と決定、その旨を同日付で政務活動費交付決定通知書により、議長を経由して、各議員に通知している。

交付の決定通知を受けた議員は、四半期ごとに政務活動費の交付を市長に請求し、市長は、議員に対して四半期ごとに当該政務活動費540,000円を交付している。

イ 収支報告

条例に基づく平成26年度政務活動費については、平成27年4月30日までに各議員から議長に収支報告書が提出されており、議長は同年5月28日に市長に収支報告書の写しを送付している。

議会事務局においては、収支報告書の提出の際に、使途基準に沿った支出がなされているかどうかなど、事務的な確認を行っている。

2 判断

(1) 監査基準について

本市の政務活動費は、自治法第100条第14項の規定に基づいた条例及び規則に従い交付されており、その使途基準についても条例第8条及び別表で規定している。また、議会において自主的に定めた運用の手引きにより政務活動費の取扱いの運用指針が示されており、この中でさらに使途基準を明確にするための具体的な例示がなされている。

そこで、本件監査に当たっては、上記の使途基準に、「議員の活動は様々な政治課題や市民生活に係わり、その専門性や関心も多様であって、議員が全人格的活動を行い、議員活動について政治責任を負っていることを考えれば、その調査対象は極めて広範なものにならざるを得ず、調査研究活動の市政との関連性、その目的、方法、必要性等も極めて広範な裁量の下に行われるものである。」(平成17年(行コ)第14号 同19年2月9日札幌高裁判決)、「自治法が議員の調査研究に資するため必要な経費として政務調査費を交付することができるとしているのは、議員に活発な調査研究活動を促し、議会の審議能力を強化しようとする趣旨に基づくものと解されるから、政務調査費をどのように活用するかは、本来、各議員の自律的判断に委ねられるべきものである。」、「調査研究活動に係る支出が使途基準に合致するかどうかを判断するに当たっては、各議員の活動の自主性を尊重することも考慮すべきであるから、その活動が市政に関連するものであるか否かについての判断を含めて、その活動の具体的内容の当否を問題とするのではなく、整理保管を義務付けられているところの会計帳簿や領収書その他の関係書類の記載事項を基礎的な判断材料として、可能な限り一般的、外形的に判断するのが相当である。」(以上、平成19年(行ウ)第5号 同22年3月26日青森地裁判決)との考え方を踏まえた「政務活動費支出の適否についての具体的判断基準」を設け、この監査基準(別紙第2のとおり)に基づき、請求人が違法と主張する支出について、不適切かどうかを確認することとした。

(2) 不当利得返還義務について

本市の政務調査費返還請求に係る近時の裁判例によると、不当利得返還義務として、違法支出と認められた額から「調査研究に資するため必要な経費」に充当している自己資金額を控除した額に対し、返還すべき義務を負うと判示していることから、今回の監査においてもこれを採用するものとした。

(3) 広報費について

請求人は、「広報費は、全国各地の判例でも政治活動や後援会活動の側面が含まれる費用であると指摘されているから、全額充当支出項目ではなく、按分充当支出が妥当な項目である。」とし、「議員10名の広報費支出について、違法支出がある。」と主張しているが、請求人が違法支出であると主張した広報費支出について、そのすべての支出に係る添付書類を確認し、監査基準と照らし合わせたところ、調査研究活動のために必要な広報費としての支払いの事実が認められた。また、広報費については、使途基準や運用の手引きに按分充当しなければならない旨の記載はなく、広報費支出の全額に政務活動費を充当した支出については、他の用途で使用せずに、専ら議員の調査研究活動及び市政に関する政策等についての広報活動のために使用していたことを関係人調査にて確認した。

また、請求人は、「一部の疑わしい支出等については、その全額が違法支出である。」としているが、これらの支出は、いずれも使途基準や運用の手引きで規定する政務活動費を充てることができない経費の具体的事例に該当しない。

よって、これらの支出は不適切とはいえないので、請求人の主張には理由がない。

(4) 人件費について

請求人は、「運用の手引きの平成27年4月改訂の内容から、政務活動費の人件費への充当限度額は2分の1までとされたため、全額充当支出している1名の人件費について2分の1が違法支出、また他の2分の1充当支出している1名については人件費と認め難い」とし、「議員1名の人件費支出について、違法支出がある。」と主張しているが、請求人が違法支出であると主張した人件費支出について、そのすべての支出に係る添付書類を確認し、監査基準と照らし合わせたところ、調査研究活動を補助する職員を雇用する経費としての支払いの事実が認められた。なお、運用の手引きは平成27年4月にその一部が改訂され、政務活動費の人件費への充当限度額が2分の1までと改められたが、本件監査の対象である平成26年度当時の運用の手引きに按分充当しなければならない旨の記載はない。また、人件費支出の全額に政務活動費を充当した支出については、雇用した職員が他の業務に従事せず、専ら議員の行う調査研究活動の補助に従事していたこと、政務活動費を2分の1充当した人件費については、従事する業務全体の半分以上は議員の行う調査研究活動の補助に従事していたことを関係人調査により確認した。

よって、これらの支出は不適切とはいえないので、請求人の主張には理由がない。

(5) 事務所費について

請求人は、「事務所費支出を全額充当支出している議員2名は、充当限度額が2分の1と定められている「政務活動事務所+政治団体事務所」の形態であるから、各支出額の2分の1が違法支出額となる。また、事務所費支出を2分の1以下按分充当支出又は全額充当支出している議員2名は、充当限度額が3分の1と定められている「政務活動事務所+政治団体事務所+住居等」の形態であるから、2分の1以下按分充当支出は各支出額の6分の1が違法支出額となり、全額充当支出は各支出額の3分の2が違法支出額となる。」と主張しているが、請求人が違法支出であると主張した事務所費支出について、そのすべての支出に係る添付書類を確認し、監査基準と照らし合わせたところ、調査研究活動のために必要な事務所費としての支払いの事実が認められた。なお、事務所費については、運用の手引きでは「各活動の実態に応じて按分して充当する必要がある。」とされ「事務所の形態に応じた政務活動費充当限度額（按分率の上限）の基準」を掲載している。請求人から「政務活動事務所+政治団体事務所」の形態であるとの主張があった議員2名については、事務所の形態が「政務活動専用事務所」であること、「政務活動専用事務所」における事務所経費については、政務活動費の全額充当が認められており、政務活動費を全額充当した支出については、専ら議員の調査研究活動及び市政に関する政策等についての事務所費のために使用していたことを関係人調査により確認した。また、「政務活動事務所+政治団体事務所+住居等」の形態であるとの主張があった議員2名については、事務所の形態が「政務活動事務所+住居等」であること、「政務活動事務所+住居等」における事務所経費については、全額充当又は費目に応じて、按分して充当（按分率の上限2分の1）が認められており、政務活動費を全額又は按分して充当した支出については、専ら議員の調査研究活動及び市政に関する政策等についての事務所費のために使用していたことを関係人調査により確認した。

よって、これらの支出は、以下に記載する事項を除き、不適切とはいえないので、請求人の主張には理由がない。

請求人の「田中展郎議員の自宅通信費支出（13件、計42,645円）と推認できる支出の全額が違法支出である。」という主張については、関係人調査において、「13件の支出について確認したところ、いずれも自宅のケーブルテレビに関する支出を誤計上した。」との回答があったことから、監査基準に照らし合わせても、不適切な支出と判断した。しかし、同調査において誤って充当していたとして、収支報告書等を修正し議長に再度提出したとの回答があり、そのとおり所要の手続きが完了していることを確認した。なお、誤って政務活動費を充当した額（42,645円）は、自己資金の額（218,069円）を下回っているから、議員の不当利得により本市に損害を与えているとはいえない。

(6) 共通経費について

請求人は、「共通経費の各支出が条例で定める政務活動費の経費であると認められる事実を証する書類が提出されていない。」とし、「議員3名の共通経費支出については、すべて違法支出である。」と主張しているが、請求人が違法支出であると主張した共通経費支出について、そのすべての支出に係る添付書類を確認し、監査基準と照らし合わせたところ、調査研究活動のために必要な共通経費としての支払いの事実が認められた。政務活動費を按分して充当した支出については、専ら議員の調査研究活動及び市政に関する政策等について必要な共通経費として使用していたことを関係人調査にて確認した。

よって、これらの支出は不適切とはいえないので、請求人の主張には理由がない。

(7) 遅延損害金について

請求人は、「平成26年度政務活動費の前金払を精算すべき期日の翌日である平成27年5月1日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を金沢市へ支払うように」と主張しているが、本市の政務調査費返還請求(遅延損害金)に係る最近の裁判例では、「政務調査費の支出が使途基準に適合しないときに会派又はその所属議員が負う返還義務の法的性格は不当利得返還義務であると解されるのであり、これは期限の定めのない債務(民法412条3項)に当たる。したがって、政務調査費の返還義務を負う議員は、具体的な履行請求を受けない限り、遅延損害金を支払う義務を負わないところ、本件で返還義務を負う議員が具体的な履行請求を受けたと認めるに足る証拠はないから、遅延損害金は生じない。原告は、本件条例10条2項を根拠に、平成23年5月1日が遅延損害金の起算点であると主張するものと解されるが、返還の原因が不当利得であるか任意であるかを問わず、同条同項が政務調査費を返還する際の履行期をも定めた規定であると解することはできない。」(平成24年(行ウ)第5号 同27年3月26日金沢地裁判決)と判示しており、過去の裁判例においても同様に遅延損害金の請求を認めない判断をしている。請求人は、本件請求で返還義務を負う議員が具体的な履行請求を受けたと認めるに足る証拠を明らかにしておらず、また、条例第10条第2項は政務活動費を返還する際の履行期を定めた規定であると解することはできないことから、請求人の主張には理由がないものと判断した。

(8) 関係職員の怠る事実の存否

議会事務局では、平成26年度政務活動費収支報告書の収入支出項目の金額の合計に誤りがないかなど、事務的な確認を行っており、残額が発生している議員に対しては、条例第13条の規定により返還請求を行っている。

今回の住民監査請求に係る監査を実施したところ、一部に不適切な支出が認められたが、返還請求の勧告をするまでには至らないことから、市長及び関係職員に不当利得の返還請求を怠る事実が存するとはいえない。

(9) 結論

以上のとおり、一部に不適切な支出が認められたが、その額は自己資金額より少なく、議員の不当利得により本市に損害を与えているとはいえず、返還請求すべき額が認められないことから、請求人の措置請求には理由がないものと判断し、請求を棄却する。

3 意見

政務活動費の使途等については、近年、全国的に住民監査請求や住民訴訟が数多くなされており、本市においても、毎年住民監査請求が提出されている。地方自治法の一部改正(平成24年9月公布)に伴う平成25年度からの政務活動費制度では、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定め、議長は政務活動費の使途の透明性の確保に努めることとなった。その結果、これまで以上に支出の目的や使用方法等に関する市民への説明責任が重要なものとなり、その内容が使途基準に則っていることはもとより、調査研究活動への有益な活用が求められている。

こうした中、金沢市議会においては、政務活動費の交付に関する条例改正に併せて、従前の「政務調査費運用の手引き」を「政務活動費運用の手引き」へと改め、市民への公開を行っている。また、昨年4月に政務活動費の人件費及び事務所費への充当限度額の見直しを行うとともに、本年4月には事務所費の計上に際し、政務活動事務所届の提出を求めるなど、運用の手引きの改訂を行い、透明性の向上に努めている。

今回、監査対象となった平成26年度政務活動費については、返還請求すべき額は認められなかったが、市議会においては、制度の趣旨を踏まえ、その使途について疑念を抱かれることがないように条例及び運用の手引きを遵守し、引き続き目的に沿った厳正な運用と透明性の確保に努められたい。

(別紙第1)

職員措置請求書

—金沢市長に対する措置請求—

※原文のまま掲載し、事実証明書の掲載は省略した。

第1 請求の趣旨

- 1 政務活動費は、地方自治法第100条第14項乃至第16項に基づく金沢市議会政務活動費の交付に関する条例(以下「条例」という。)第8条第2項に規定されている議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部の内容として、別表で、項目及び当該内容が規定されている。

すなわち、政務活動費の使途は限定されている。

条例第7条第2項に基づき、金沢市長は、金沢市議会議員（以下「議員」という。）に対し、前金払で、政務活動費を交付している。

金沢市議会政務活動費を交付された議員は、領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写しを添付して政務活動費収支報告書を、毎年4月30日までに議長に提出しなければならない（条例第10条第2項）。

政務活動費の上記別表に規定された項目の内容を逸脱した支出であると後日判明した場合、当該政務活動費支出は目的外の違法支出である。

違法支出した議員は、当該違法支出政務活動費に相当する金額を金沢市へ返還しなければならない（条例第13条）。

- 2 金沢市議会政務活動費運用の手引き（以下「運用の手引き」という。）は、金沢市議会が作成したものではない。

それゆえ、議員の調査研究その他の活動に資する経費と認められることができない運用の手引き費目が定められている場合、当該定めは無効である。

したがって、議員の調査研究その他の活動に資する経費と認められない運用の手引き費目の定めを根拠とする議員の「政務活動費」支出は、違法支出である。

- 3 条例に規定されている「広報費」は、「議員が行う活動及び市政について市民に報告するために要する経費」である。

運用の手引きの「広報費」の（主な例）は、「広報紙・報告書等印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等」、その他の例としては「・広報活動のため開催する会の機材借上料」／・広報紙・議会報告・活動報告の編集作成費／・議会活動、政策等の広報用ポスター作成費／ホームページ作成料・管理費用／・広報紙等発送費用（文書通信費を除く）／※1印刷費は製本費用も含まれます。」と、定めている。

上記費目は条例で規定された費目ではない。それゆえ、上記全費目の「広報費」の全額を政務活動費として支出することができない。

広報費は、全国各地の判例でも政治活動や後援会活動の側面が含まれる費用であると指摘されているから、全額充当支出項目ではなく、按分充当支出が妥当な項目である。

金沢市議会政務活動費平成26年度の支出実態を俯瞰すると、広報費充当支出の割合は28.57%で、その次に多い充当支出が調査研究費の15.62%であるから、その差は大きく10ポイント以上であるので、広報費充当支出額は大きな割合を占めている。

そして、広報費を多額充当支出の議員は、以下のとおり、政務活動費を全額充当支出している。

- ① 高岩勝人議員の広報費の政務活動費充当支出額は107万5682円と報告しているものの、66支出すべてが全額充当支出で、広報費支出と確認できない支出又は疑わしい支出も多数あるから、同議員の違法支出額は74万3111円である。
- ② 玉野道議員の広報費の政務活動費充当支出額は133万3794円と報告しているものの、12支出すべてが全額充当支出しているから、同議員の違法支出額は66万6897円である。
- ③ 喜多浩一議員の広報費の政務活動費充当支出額は112万8526円と報告しているものの、10支出すべてが全額充当支出であるから、同議員の違法支出額は56万4263円である。
- ④ 小林誠議員の広報費の政務活動費充当支出額は112万5176円と報告しているものの、13支出すべてが全額充当支出であるから、同議員の違法支出額は56万2587円である。
- ⑤ 下沢広伸議員の広報費の政務活動費充当支出額は104万9709円と報告しているものの、13支出すべてが全額充当支出であるから、同議員の違法支出額は52万4852円である。
- ⑥ 久保洋子議員の広報費の政務活動費充当支出額は94万5828円と報告しているものの、12支出すべてが全額充当支出であるから、同議員の違法支出額は47万2913円である。
- ⑦ 田中仁議員の広報費の政務活動費充当支出額は91万8000円と報告しているものの、10支出すべてが全額充当支出であるから、同議員の違法支出額は45万9000円である。
- ⑧ 清水邦彦議員の広報費の政務活動費充当支出額は89万3678円と報告しているものの、27支出すべてが全額充当支出であり、そのうちの2支出に疑義があるから、同議員の違法支出額は45万0902円である。
- ⑨ 木下和吉議員の広報費の政務活動費充当支出額は90万1136円と報告しているものの、8支出すべてが全額充当支出であるから、同議員の違法支出額は45万0568円である。

⑩ 坂本泰広議員の広報費の政務活動費充当支出額は67万8802円と報告しているものの、10支出すべてが全額充当支出であるから、同議員の違法支出額は33万9401円である。

4 条例に規定されている「人件費」は「議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費」である。

運用の手引きの「人件費」の(主な例)は「給料、手当、賃金等」である。

「その他の例」としては、「・交通費/※1 職員の雇用については、様式第2号に記載し提出してください。/また、職員が行う活動を補助する職員の活動内容が分かる資料を提出してください。/※2 政務活動費出納簿作成に当たっては人件費の充当を認めます。/※3 政務活動費出納簿作成及び領収書についても、外部の専門家のチェックについて人件費の充当を認めます。/※4 雇用した職員が政務活動以外の業務に従事した場合は、業務日誌等によりその状況を把握し、就労時間、日数による按分のうえ、政務活動費を充てることとします。/※5 政務活動費の人件費への充当限度額は1/2までとします。」と、定めている。

松村理治議員は、人件費支出として99万3500円であると報告しているものの、24支出のうちの全額充当支出している12支出の2分の1が違法支出であり、他の12支出は人件費と認め難いから、同議員の違法支出額は75万2250円である。

5 条例に規定されている「事務所費」は「議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費」である。

運用の手引きで定められている「事務所費」の(主な例)は「事務所の賃借料、維持管理費、備品購入費、文書通信費、事務機器の購入、リース代等」である。

「その他の例」としては、「・事務所への来客等のため設置する駐車場賃借料/・テレビ受信料、インターネット料金等/・事務所内の会合等において提供される茶菓子代/・その他の雑費(事務用品、消耗品等)/※1 政務活動費の充当が認められる事務所は、1か所に限ります。/※2 政務活動費の事務所費への充当限度額は1/2までとします。/※3 兼用の事務所については、第4章の2(3)②事務所経費の按分方針等参照/※4 事務機器等の賃借料、リース代についても、備品を購入する場合に準じ、1任期について一機種10万円を上限とします。」と、定めている。

① 田中展郎議員の事務所は事務所費経費の充当限度額が2分の1と定められている「政務活動事務所+政治団体事務所」の形態である。田中展郎議員は事務所費支出113支出すべてを全額充当支出しており、自宅通信費支出と推認できる13支出の全額が違法支出であり、当該支出を除く100支出は各支出額の2分の1が違法支出額となる。よって、田中展郎議員の違法支出額は42万7098円である。

② 松村理治議員の事務所は事務所費経費の充当限度額が2分の1と定められている「政務活動事務所+政治団体事務所」の形態である。松村議員は事務所費支出84支出すべてを全額充当支出しているから、すべての支出の各支出額の2分の1が違法支出額となる。よって、松村議員の違法支出額は29万6803円である。

③ 横越徹議員の事務所は事務所費経費の充当限度額が3分の1と定められている「政務活動事務所+政治団体事務所+同居等」の形態である。横越議員の事務所費支出は80支出54万9944円である。2分の1以下按分充当支出37支出は各支出額の6分の1が違法支出額となり、全額充当支出36支出は各支出額の3分の2が違法支出額となる。よって、横越議員の違法支出額は26万8026円である。

④ 高芳晴議員の事務所は事務所費経費の充当限度額が3分の1と定められている「政務活動事務所+政治団体事務所+同居等」の形態である。高議員の事務所費支出は56支出51万1337円である。2分の1按分充当支出36支出は各支出額の6分の1が違法支出額となり、全額充当支出の19支出は各支出額の3分の2が違法支出額となり、他の1支出は充当割合が37.5%であるから当該支出額の3分の1を超える額が違法支出額となる。よって、高議員の違法支出額は19万4922円である。

6 条例に規定されている「共通経費」は「上記以外の経費で議員が行う活動に共通して必要な経費」である。

運用の手引きの「共通経費」の(例)としては、「携帯電話の利用料金、自動車の燃料費、自動車のリース料、事務所が自宅と兼用になっていない場合の自宅固定電話利用料」と、定めている。

さらに、「・携帯電話の利用料金については、1台分に限り、充当割合を1/2とし、限度額を1万5千円/月とします。/・自動車の燃料費については、1台分に限り、充当割合を1/2とし、限度額を2万円/月とします。/・自動車のリース料については、1台分に限り、充当割合を1/2とし、限度額を3万円/月とします。(維持管理費を含む)/・事務所が自宅と兼用になっていない場合で、自宅の固定電話を利用せざるを得ない場合、自宅の固定電話の利用料金については、1台分に限り、充当割合を1/2とし、限度額を1万円/月とします。/※1 共通経費については、共通経費の(例)に掲げる4つの経費以外の計上はできません。」とも、定

めている。

しかし、「共通経費」は、すべて、政務活動費と認められない。

その理由は、地方自治法は、「条例の定める」「政務活動費を交付することができる」「当該政務活動費を充てることのできる経費の範囲は、条例で定めなければならない」と、明確に規定しているからである。

すなわち、「共通経費」の(例)は、運用の手引きの定めであり、条例ではない。

また、「共通経費」は条例で定められているものの、当該規定は無効である。

議員が携帯電話の利用料金、自動車の燃料費、自動車のリース料及び事務所が自宅と兼用になっていない場合の自宅固定電話利用料を支出する場合は、「条例」で「定める」「政務活動費」であることを明らかにする必要がある。その理由は、「領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写しを添付」していない支出は違法支出であるからである。

50万円以上も共通経費があると報告している秋島太議員、前誠一議員及び源野和清議員を調べてみたところ、当該各支出に対応する領収書その他の当該支出に係る金額の事実を証する書類は提出されているものの、当該各支出が条例で定める政務活動費の経費であると認められる事実を証する書類も必要であるにもかかわらず、提出されていない。

よって、秋島太議員56万3832円、前誠一議員53万2473円及び源野和清議員51万2749円は、違法支出である。

名古屋高等裁判所平成27年12月24日判決は、自動車リース料を、政務調査費の事務費としては認められない違法支出であると判断した。

7 上記3乃至5及び前記6並びに平成26年度政務活動費収支報告書に添付された領収書その他の支出を証する書面により、各議員の違法支出額は以下のとおりである。

- (1) 松村理治議員 104万9053円
- (2) 高岩勝人議員 74万3111円
- (3) 玉野 道議員 66万6897円
- (4) 喜多浩一議員 56万4263円
- (5) 秋島 太議員 56万3832円
- (6) 小林 誠議員 56万2587円
- (7) 前 誠一議員 53万2473円
- (8) 下沢広伸議員 52万4852円
- (9) 源野和清議員 51万2749円
- (10) 久保洋子議員 47万2913円
- (11) 田中 仁議員 45万9000円
- (12) 清水邦彦議員 45万0902円
- (13) 木下和吉議員 45万0568円
- (14) 田中展郎議員 42万7098円
- (15) 坂本泰広議員 33万9401円
- (16) 横越 徹議員 26万8026円
- (17) 高 芳晴議員 19万4922円

8 請求人は、金沢市監査委員に対し、上記7記載の17議員に対して、当該議員の違法支出額及び平成26年度政務活動費の前金払を精算すべき期日の翌日である平成27年5月1日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を金沢市へ支払うように、金沢市長に勧告することを請求する。

以上、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添えて必要な措置を講ずることを求める。

第2 請求人

金沢市小坂町西61番地7 林木 則夫

第3 事実証明書

- 1 金沢市議会議員の政務活動費支出実態
- 2 高岩勝人議員の広報費支出
- 3 玉野 道議員の広報費支出

- 4 喜多浩一議員の広報費支出
- 5 小林 誠議員の広報費支出
- 6 下沢広伸議員の広報費支出
- 7 久保洋子議員の広報費支出
- 8 田中 仁議員の広報費支出
- 9 清水邦彦議員の広報費支出
- 10 木下和吉議員の広報費支出
- 11 坂本泰広議員の広報費支出
- 12 松村理治議員の人件費支出
- 13 松村理治議員の事務所費支出
- 14 田中展郎議員の事務所費支出
- 15 横越 徹議員の事務所費支出
- 16 高 芳晴議員の事務所費支出
- 17 秋島 太議員の共通経費支出
- 18 源野和清議員の共通経費支出
- 19 前 誠一議員の共通経費支出

(別紙第2)

政務活動費支出の適否についての具体的判断基準

I 基本的事項

1 政務活動費を充てることができない経費

○条例別表の備考2	○運用の手引き(具体的事例)
1 政党の活動に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・党費、党大会の参加費、党大会の賛助金、党大会参加に係る経費等 ・政党の広報紙・パンフレット・ビラ等の印刷及び発送等に要する経費 ・政党組織の事務所経費(人件費を含む。) ・その他自己の所属する政党活動、県連(政党等)活動に係る経費等
2 慶弔費その他の交際費的経費	<ul style="list-style-type: none"> ・慶弔電報代、香典、祝金、寸志等の冠婚葬祭に係る経費 ・病気見舞い、餞別、中元・歳暮、年賀状等の購入・印刷経費 ・宗教活動に係る経費 ・専ら個人的な立場において支出すべき会費 (町内会費、PTA会費、婦人会費、老人会費、商工会会費、同窓会費、ライオンズクラブ・ロータリークラブの会費等) ・各種団体への寄付金、支援金等 ・政党のパーティー及び政治資金パーティー出席経費 ・親睦を目的とする会合の会費 ・レクリエーション経費
3 選挙活動に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙ビラ等の作成・発送に係る経費 ・選挙活動に係る事務所経費(人件費を含む。) ・その他選挙運動及び選挙活動に係る経費
4 後援会活動に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・後援会の広報紙等の作成・発送に係る経費 ・後援会活動に係る事務所経費(人件費を含む。) ・その他後援会活動に係る経費
5 飲食を主目的とする会合の飲食に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・新年会、忘年会等の飲食を主目的とする会合への出席費用 ・会派や議員間の私的な懇談会等への出席費用 ・会議と連続しない懇談会等のみへの出席費用 ・社会通念上「市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民

	福祉の増進を図るために必要な活動」を行うのに不適切な場所での飲食経費（居酒屋、温泉レジャー施設など）
6 会派等又は個人の資産形成に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所(駐車場含む。)の土地建物の購入経費、建築工事費、修繕費(事務所の維持に必要な小規模な修繕を除く。) ・自動車、バイク、自転車等の購入経費 ・購入車両の維持管理経費(自動車税、車検代、保険料、修理代、洗車代) ・カーナビ購入費(リース車両に設置されたもの以外) ・自宅事務所の賃料
7 政務活動費以外の公費支出と重複する支出に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会等の視察旅費との重複 ・費用弁償支給対象日に登退庁するための交通費(タクシー代、ガソリン代等)との重複
8 公職選挙法(昭和25年法律第100号)その他法令等の制限に抵触する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・公職選挙法第199条の2の寄附に該当する経費 ・祭りへの寄附や差し入れ ・地域の行事やスポーツ大会への飲食物の差し入れ ・町内会の集会や旅行などの催し物への寸志や飲食物の差し入れ ・各団体等からの案内(催し物、会合等)に対する寄附行為 ただし、参加者全員が会費を負担している場合に、同額を負担する場合を除きます。 ・後援団体の落成式や開店祝い、葬儀の花輪
9 使途不明の支出に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書に「品代」などと記載され、何に使われたか不明のもの ・領収書を紛失するなど、何の経費に充てられたか具体的に説明できない支出

2 領収書等添付義務付け

【条例、規則】

○条例第10条

政務活動費の交付を受けた議員は、規則で定める政務活動費に係る収入及び支出の報告書を作成し、政務活動費に係る会計帳簿の写し及び領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写しを添付して、議長に提出しなければならない。

○条例別表の備考2

政務活動費を充てることができない経費は、次のとおりとする。

(9) 使途不明の支出に係る経費

【運用の手引き】

○参考 領収書等のチェック要領

	項 目	注 意 事 項
1	日 付	領収した日が記載してあること。 ＊ただし、日付欄のない定期購読の新聞領収書にあつては、支払った日を補記すること。
2	あ て 名	議員名が記載してあること(議員から集めた会派共用費を支出する場合のあて名は、会派名または会計担当者の議員名とする。) ＊あて名のないもの、上様となっているもの、後援会の名前になっているものなどは不可 (※)あて名が〇〇〇〇事務所(後援会事務所を除く。)となっているものであつても、申立書等により政務活動のために支出したことが確認されたものについては、政務活動費の充当を認める。

3	発 行 者	記名押印がされていること。 *機械発行の領収書については、発行者名が印字されていれば押印が無くても可
4	金 額	支出した金額が記載してあること。
5	但 書 き	何の代金か明確に記載してあること。 *お品代、商品代など具体名のないものは不可。ただし、別紙により明細など具体名の内訳が示されているものは可 (※)但書きが記載されていないものであっても、他の添付書類等からその内容を類推することが可能な場合は、政務活動費の充当を認める。
6	印 紙	領収書の記載金額3万円以上（消費税の金額が明確に記載してある場合には消費税を除いた金額）の場合に貼付してあること。また、消印されていること。 (※)印紙が貼付されていないものであっても、その他の項目により、支払事実が確認できるものは、政務活動費の充当を認める。
7	記 載 事 項 の 訂 正	訂正箇所（金額を除く）にもとの記載が読めるようにして二本線を引き、正しい記載をしたうえで、発行権限者又は取扱者の押印（訂正印）、もしくは取扱者のサインがしてあること。 *記載事項の訂正は相手方に行わせること。
8	銀 行 等 の 振 込 金 受 取 書	銀行等の振込金受取書（ATM利用明細票など）は、日付、依頼人（議員名）、受取人及び金額が記載されていることに加え、明細の記された請求書の写しを合わせて添付することや内容を領収書等添付用紙に補記するなど用途（内容）が明確なものに限り、領収書に代えることができる。
9	預 金 通 帳 の 写 し (クレジットカードの明細の写し)	自動振替している経費がある場合、預金通帳の表紙及び該当ページの写しと支払い対象の内容がわかる証票や書類の写しを合わせて提出すること。クレジットカードの明細も同様。
10	レ シ ー ト	レシートは、日付、あて名、発行者、品目及び金額の記載があるものについては、これを領収書として取り扱うことができる。 *あて名欄が無いレシートはレシートにあて名を補記する。

補記は、発行者が記載したものと区別するため、鉛筆で原本に記入すること。

II 費目別用途基準

1 広報費

【条例、規則】

○条例別表（第8条関係）「政務活動費用途基準」

議員が行う活動及び市政について市民に報告するために要する経費

【運用の手引き】

(主な例)

- ・ 広報紙・報告書等印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等

その他の例

- ・ 広報活動のため開催する会の機材借上費
- ・ 広報紙・議会報告・活動報告の編集作成費
- ・ 議会活動、政策等の広報用ポスター作成費
- ・ ホームページ作成料・管理費用
- ・ 広報紙等発送費用（文書通信費を除く）

※1 印刷費は製本費用も含まれます。

2 人件費

【条例、規則】

○条例別表（第8条関係）「政務活動費使途基準」

議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

【運用の手引き】

(主な例)

- ・給料、手当、賃金等

その他の例

- ・交通費

※1 職員の雇用については、様式第2号に記載し提出してください。

また、議員が行う活動を補助する職員の活動内容が分かる資料を提出してください。

※2 政務活動費出納簿作成に当たっては人件費の充当を認めます。

※3 政務活動費出納簿及び領収書についても、外部の専門家のチェックについて人件費の充当を認めます。

3 事務所費

【条例、規則】

○条例別表（第8条関係）「政務活動費使途基準」

議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費

【運用の手引き】

(主な例)

- ・事務所の賃借料、維持管理費、備品購入費、文書通信費、事務機器の購入、リース代等

その他の例

- ・事務所への来客等のため設置する駐車場賃借料
- ・テレビ受信料、インターネット料金等
- ・事務所内の会合等において提供される茶菓子代
- ・その他の雑費（事務用品、消耗品等）

※1 政務活動費の充当が認められる事務所は、1か所に限ります。

※2 兼用の事務所については、第4章2(3)②事務所経費の按分方針等参照

① 事務所の要件

事務所経費については、次のような「事務所」としての要件を備えており、実際にそこが政務活動に使用されている場合に政務活動費を充当できるものとします。

なお、事務所等の不動産の購入費に政務活動費を充当することはできません。

- (ア) 事務所としての外形上の形態を有していること。
- (イ) 事務所としての機能（事務スペース、応接スペース、事務用備品等）を有していること。
- (ウ) 賃貸の場合には、議員が契約者となっていること。

また、事務所の賃借料を政務活動費で支出している場合は、賃貸借契約書の写しを領収書に添付するものとします。

② 事務所経費の按分方針

議員活動は、政務活動と他の活動が渾然一体となっている場合があることから、事務所経費への政務活動費の充当に当たっては、各活動の実態に応じて按分して充当する必要があります。

ただし、議員活動は、個々で異なるため一律の按分割合を示すことは不合理であることから、それぞれの議員の活動割合に応じた合理的に説明可能な範囲で、按分率の積算根拠を明確にしておくものとします。

〔事務所を住居等と共用する場合〕

可能な限り事務所の賃貸借契約、電話、ガス、水道等の契約を分散することが望ましいですが、手続き的に困難な場合は、現に政務活動に当てられている実態に応じて按分するものとします。
--

なお、住居等を兼ねた事務所の上下水道代金及び賃借料へは政務活動費を充当することはできないものとします。

③ 事務所経費への充当限度額
事務所の形態に応じた費目別の政務活動費充当限度額（按分率の上限）の基準を以下のとおりとします。

事務所の形態 (事務所が兼ねる機能)	費 目			
	光 熱 費	通 信 費	上下水道代金	賃 借 料
政務活動専用事務所	全 額	全 額	全 額	全 額
政務活動事務所＋ 政治団体事務所	1/2	1/2	1/2	1/2
政務活動事務所＋ 住居等	1/2	1/2	－	－
政務活動事務所＋ 政治団体事務所＋住居等	1/3	1/3	－	－

光熱費：電気料、ガス料金、灯油代等

通信費：固定電話代、テレビ受信料、インターネット料金等

④ 事務所における活動実績の割合（推計）により按分率を算定する際の基準例
なお、上記の按分率を算出するに当たっては、次の算式によるものとします。

(ア) 基本的な按分率（住居等を兼ねた事務所を除く。）

$$\frac{\text{政務活動 (A\%)}}{\text{政務活動 (A\%) + 議員活動 (B\%) + 政治団体活動 (C\%) + その他の活動 (D\%)}}$$

(イ) 住居等を兼ねた事務所の光熱費に係る按分率（→面積按分）

$$\frac{\text{政務活動 (A\%)}}{\text{[政務活動 (A\%) + 議員活動 (B\%) + 政治団体活動 (C\%) + その他の活動 (D\%)]}}$$

$$\times \frac{\text{事務所部分面積 (m}^2\text{)}}{\text{全体面積 (m}^2\text{)}}$$

(ウ) 住居等を兼ねた事務所の通信費に係る按分率（→日常生活用務を加えて按分）

$$\frac{\text{政務活動用務 (A\%)}}{\text{政務活動用務 (A\%) + 議員用務 (B\%) + 政治団体用務 (C\%) + その他の用務 (D\%)}}$$

$$+ \frac{\text{日常生活用務 (E\%)}}{\text{政務活動用務 (A\%) + 議員用務 (B\%) + 政治団体用務 (C\%) + その他の用務 (D\%)}}$$

4 共通経費

【条例、規則】

○条例別表（第8条関係）「政務活動費使途基準」

上記以外の経費で議員が行う活動に共通して必要な経費

【運用の手引き】

(例)

- ・携帯電話の利用料金、自動車の燃料費、自動車のリース料、事務所が自宅と兼用になっていない場合の自宅固定電話利用料
- ・携帯電話の利用料金については、1台分に限り、充当割合を1/2とし、限度額を1万5千円/月とします。
- ・自動車の燃料費については、1台分に限り、充当割合を1/2とし、限度額を2万円/月とします。
- ・自動車のリース料については、1台分に限り、充当割合を1/2とし、限度額を3万円/月とします。
- ・事務所が自宅と兼用になっていない場合で、自宅の固定電話を利用せざるを得ない場合、自宅の固定電話の利用料金については、1台分に限り、充当割合を1/2とし、限度額を1万円/月とします。

※1 共通経費については、共通経費の(例)に掲げる4つの経費以外の計上はできません。

平成28年(2016年)5月27日 印刷
平成28年(2016年)5月27日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄